

(別冊)

平成 30 年 7 月 24 日開催

災害対策特別委員会 参考資料

参考資料

- 1 土砂災害防止法パンフレット（抜粋）
- 2 土砂災害警戒区域等 箇所図（有間川・丹原地区）
- 3 上越市土砂災害ハザードマップ（有間川・丹原地区）
- 4 原子力災害に関する 3 つの検証の実施状況

防災危機管理部・都市整備部

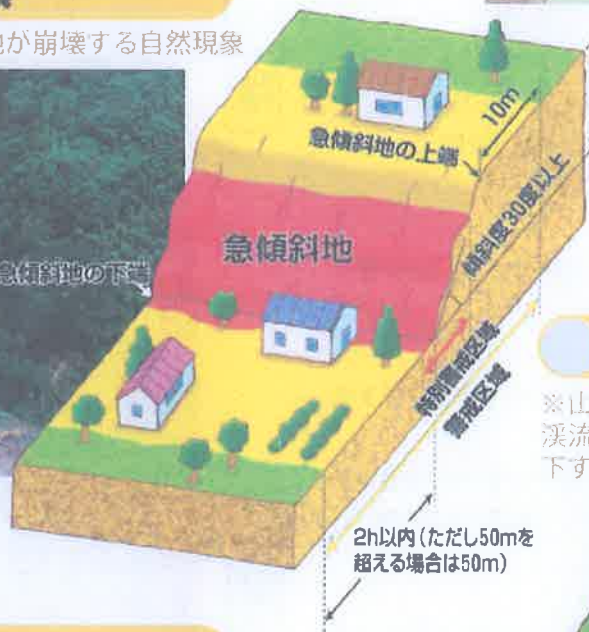
基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



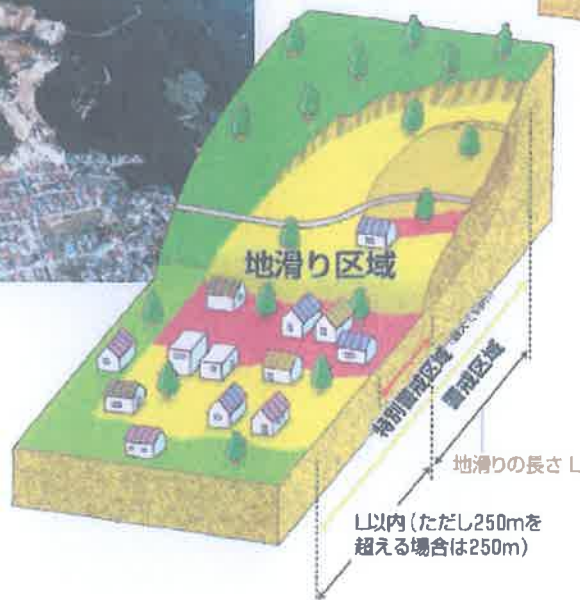
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

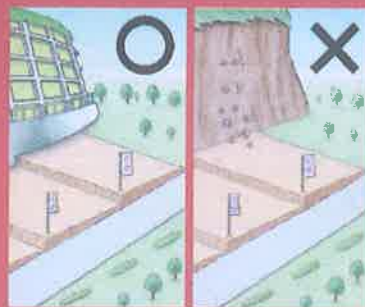


警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警備体制の整備が図られます。
【市町村】

警戒区域では

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や変形廃老利用施設の建築のための開発行為は、原則に於いても、これに於いて許可されます。
【市町村】

特別警戒区域ではさらに

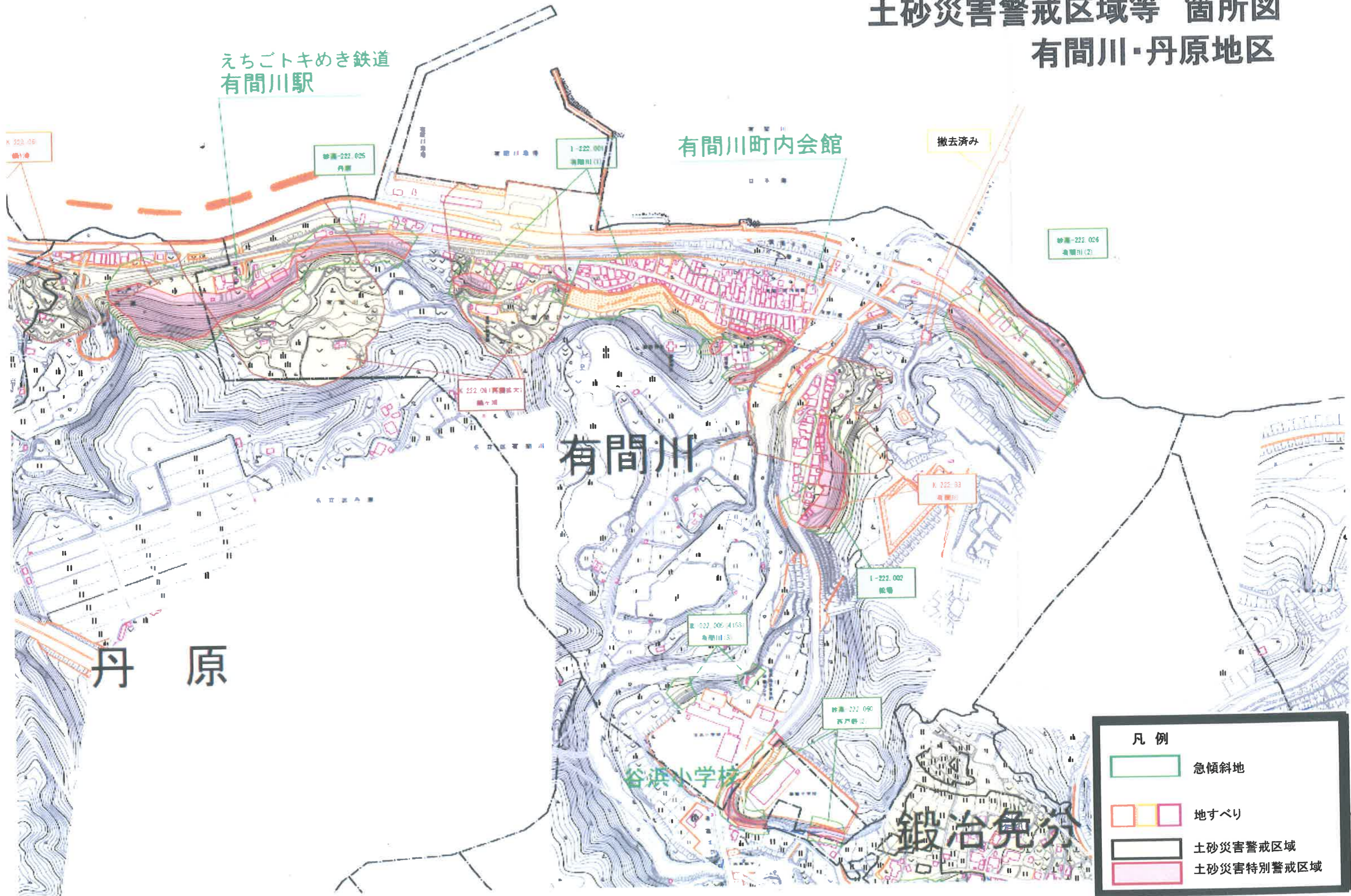


建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用する土砂災害による被害を軽減するために、建築物の構造が安全であるかどうかの検査が実施されます。
【市町村】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転の勧告が図られます。
【市町村】

土砂災害警戒区域等 箇所図 有間川・丹原地区

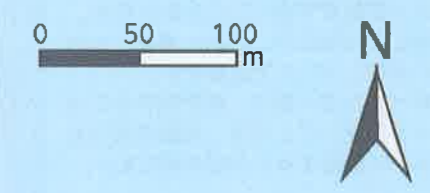


凡例

- 急傾斜地
- 地すべり
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

上越市土砂災害ハザードマップ

有間川・丹原地区



有間川フィッシャリーナ
 ※天候や河川・橋の状況から判断し、谷浜小学校へ移動する
 ※施設の閉鎖は、市所管課で対応する



過去に土砂崩れ発生



大雨、増水時に通行不能の場合あり

河川の増水注意 (土砂)
 ※法面の崩落等

過去に土砂崩れ発生

現在でも土砂が崩れている

過去に土砂崩れ発生

過去に土砂崩れ発生



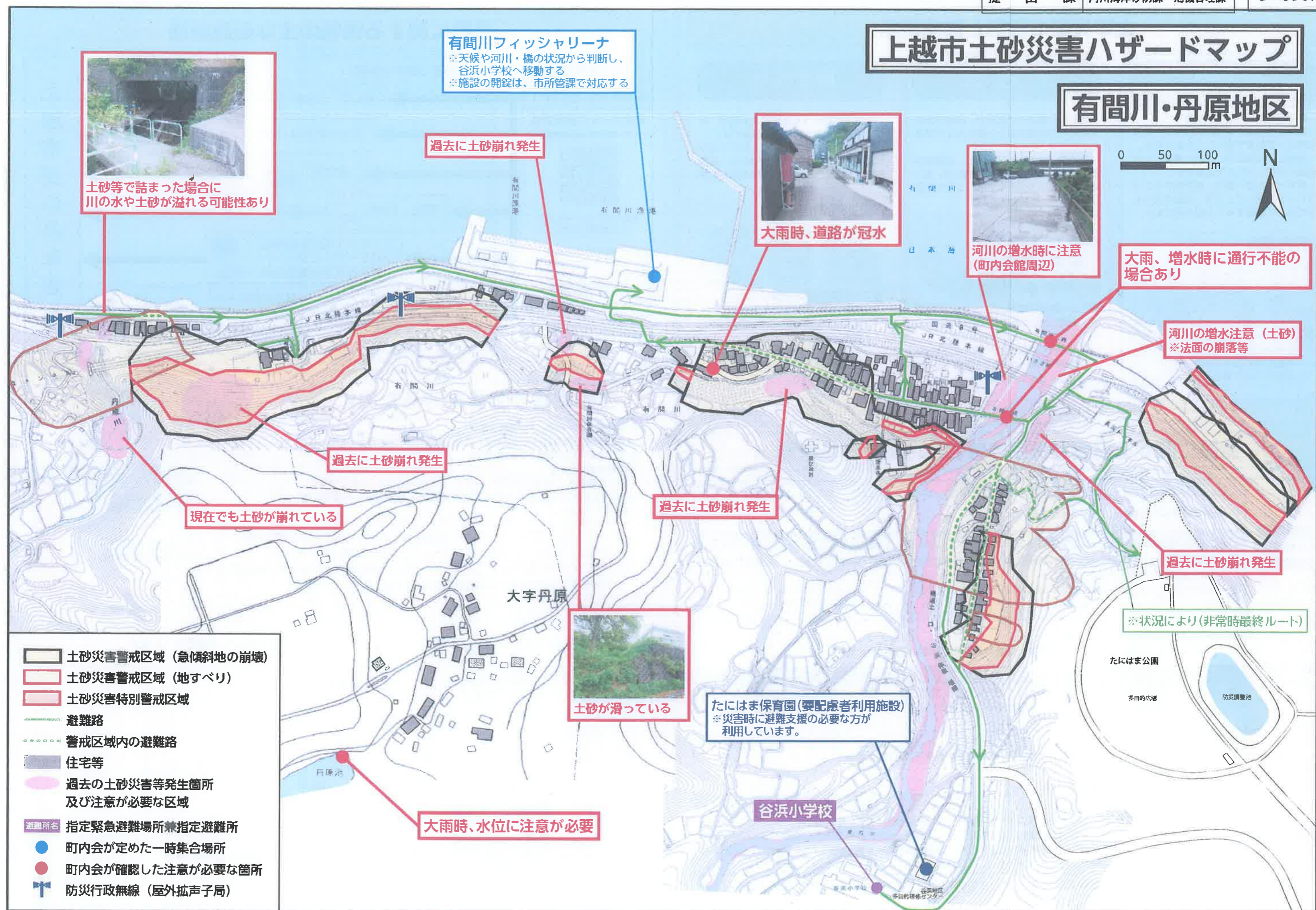
たにはま保育園 (要配慮者利用施設)
 ※災害時に避難支援の必要な方が利用しています。

※状況により (非常時最終ルート)

大雨時、水位に注意が必要

谷浜小学校

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域 (地すべり)
- 土砂災害特別警戒区域
- 避難路
- 警戒区域内の避難路
- 住宅等
- 過去の土砂災害等発生箇所及び注意が必要な区域
- 避難所名** 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 町内会が定めた一時集合場所
- 町内会が確認した注意が必要な箇所
- 防災行政無線 (屋外拡声子局)



土砂災害の種類と前兆現象

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

斜面が突然崩れ落ちる現象です。崩れた土砂は、斜面の高さの2~3倍も離れた距離まで届くことがあります。地震による揺れや、大雨・長雨により地面に水がしみこんで起きます。地すべりと違う所は、突然起きること、スピードが速いことです。危険を感じたらすばやく避難することが大切です。

前兆現象



- こんな時は注意が必要
- 小石がバラバラ落ちてくる。
 - 斜面に割れ目ができる。
 - 斜面から水が湧き出す。

土石流

山肌や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水と一緒に津波のように襲ってくるものです。速さは、時速20~40kmと、自動車なみのスピードです。すさまじい勢いで、あっという間に辺りの樹木や家、工作物を押し流してしまいます。

前兆現象



- こんな時は注意が必要
- 山鳴りがしたり立木の裂ける音、ドーン・ゴロゴロという音がある。
 - 川の流れが濁ったり、流木が漂ってくる。
 - 雨が降り続けているにもかかわらず、川の水が急に減り始める。

地すべり

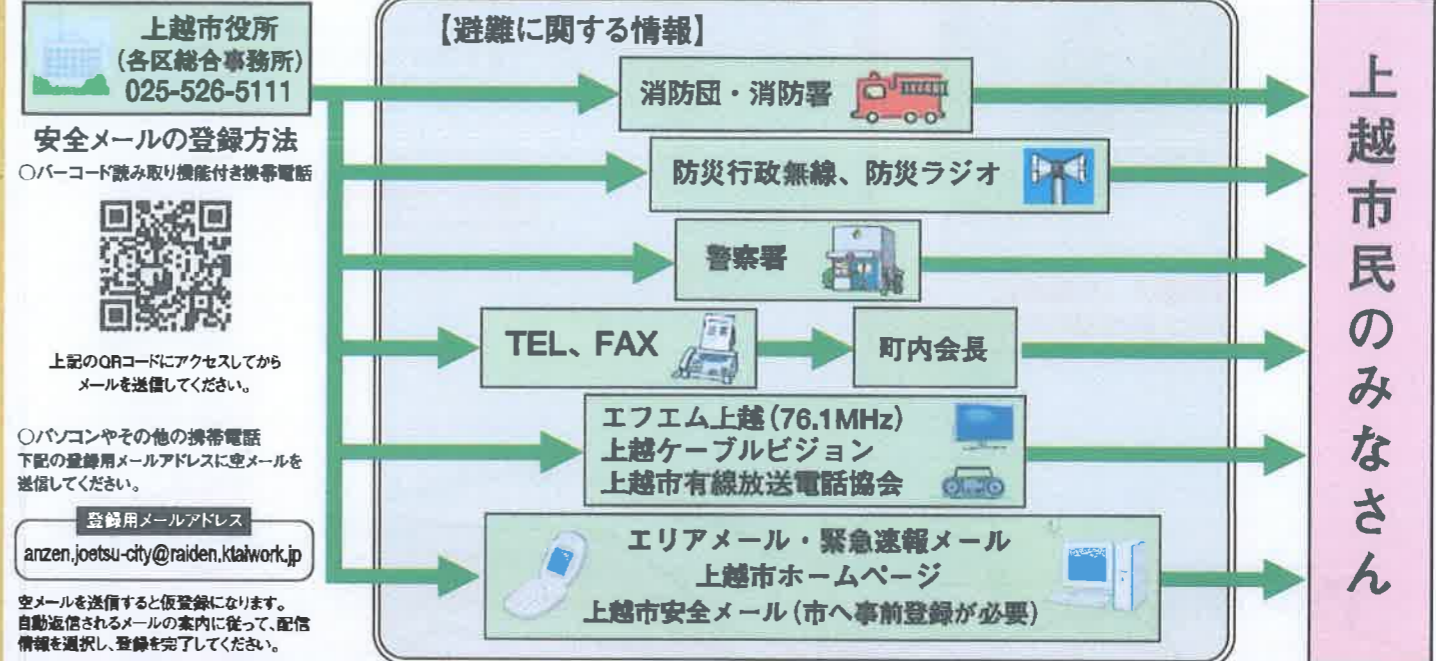
山地の斜面をつくる岩石や土壌が、少しずつ斜面下方へ移動する現象です。大雨の時や融雪期に発生しやすくなります。一度に広範囲で発生するため、住宅、道路、鉄道などに大きな被害を及ぼします。

前兆現象



- こんな時は注意が必要
- 地面にひび割れができる。
 - 地面の一部が陥没したり、隆起したりする。
 - 木がさけたり根が切れる音がある。
 - 池や沼の水かさや急に変わる。
 - 井戸の水が濁る。

避難に関する情報の主な伝達経路



避難に関する情報と市民の皆さんの命を守る行動

	発表基準
避難準備・高齢者等避難開始	○ 土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合。
	市民の皆さんがとるべき行動
	■ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、避難所等への避難を開始してください。(避難行動を支援する人は支援行動を開始してください。)
	■ 通常の避難行動ができる人は、避難するための準備を開始してください。
	発表基準
避難勧告	○ 土砂災害警戒情報が発表された場合。
	○ 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合。
	市民の皆さんがとるべき行動
	■ 通常の避難行動ができる人は、避難を開始してください。ただし、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないとき(降雨が激しく外へ出ることが困難な時等)は、斜面や川から離れた、できれば、2階以上の部屋へ避難してください。
	発表基準
避難指示(緊急)	○ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合。
	○ 土砂災害が発生した場合。
	○ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。
	市民の皆さんがとるべき行動
	■ 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了してください。
	■ まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始してください。ただし、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないとき(降雨が激しく外へ出ることが困難な時等)は、斜面や川から離れた、できれば、2階以上の部屋へ避難してください。

※ 避難情報等が発表される前でも、前兆現象等により危険を感じたら急いで避難してください。また、土砂災害から命を守るため、早めの避難行動を心がけましょう。

土砂災害から身を守るために

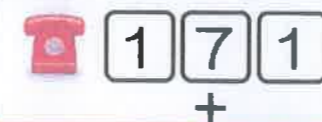
- 土砂災害ハザードマップを確認する
日ごろから土砂災害のおそれが高い区域、避難場所、避難路などを確認しておく、スムーズな避難につながります。
- 情報をキャッチする
土砂災害発生危険度が非常に高くなった時には、「土砂災害警戒情報」が発表されます(新潟県と新潟気象台の共同発表)。気象情報や避難勧告等に注意してください。

- もしも外出できない場合は…降雨が激しく外へ出ることが困難な時は、斜面や川から離れた、できれば、2階以上の部屋へ避難してください。
- 夜間に大雨が予想される時は…暗くなる前に避難をするほか、お年寄りや体が不自由な方がいる場合は移動時間を考えて早めの行動を。



災害用伝言ダイヤル

災害時には、電話がつながりにくくなります。安否確認は、災害用伝言ダイヤルを利用しましょう。



録音の場合は 1 + 再生の場合は 2 +

自宅電話番号 再生先電話番号

(電話番号は市外局番から)

わが家の防災メモ

- わが家の避難所
- 家族の集合場所
- 家族の連絡先
- その他 (緊急連絡先など)

発行：上越市役所 防災危機管理部 危機管理課
〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
電話：025-526-5111(代表)

上越市ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

上越市モバイルサイト



原子力災害に関する3つの検証の実施状況

※新潟県HPから

現状・課題

3つの検証 検証体制

《総括》新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会 (検証総括委員会)

- ・福島第一原発事故及びその影響と課題に関する3つの検証(事故原因、事故による健康と生活への影響、安全な避難方法)を行うため、個別の検証を総括

設置：平成30年1月

《事故原因》

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会 (技術委員会)

- ・福島第一原発事故原因の検証を、引き続き徹底して実施
- ・東京電力と県による合同検証委員会で、東京電力のメルトダウン公表等に関する問題を検証

設置：平成15年2月

《健康と生活への影響》

新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会 (健康・生活委員会)

- ・分科会を設置し、以下を検証
 - <健康分科会>
 - ・福島第一原発事故による健康への影響を徹底的に検証
 - <生活分科会>
 - ・福島第一原発事故による避難者数の推移や避難生活の状況などに関する調査を実施

設置：平成29年8月

《安全な避難方法》

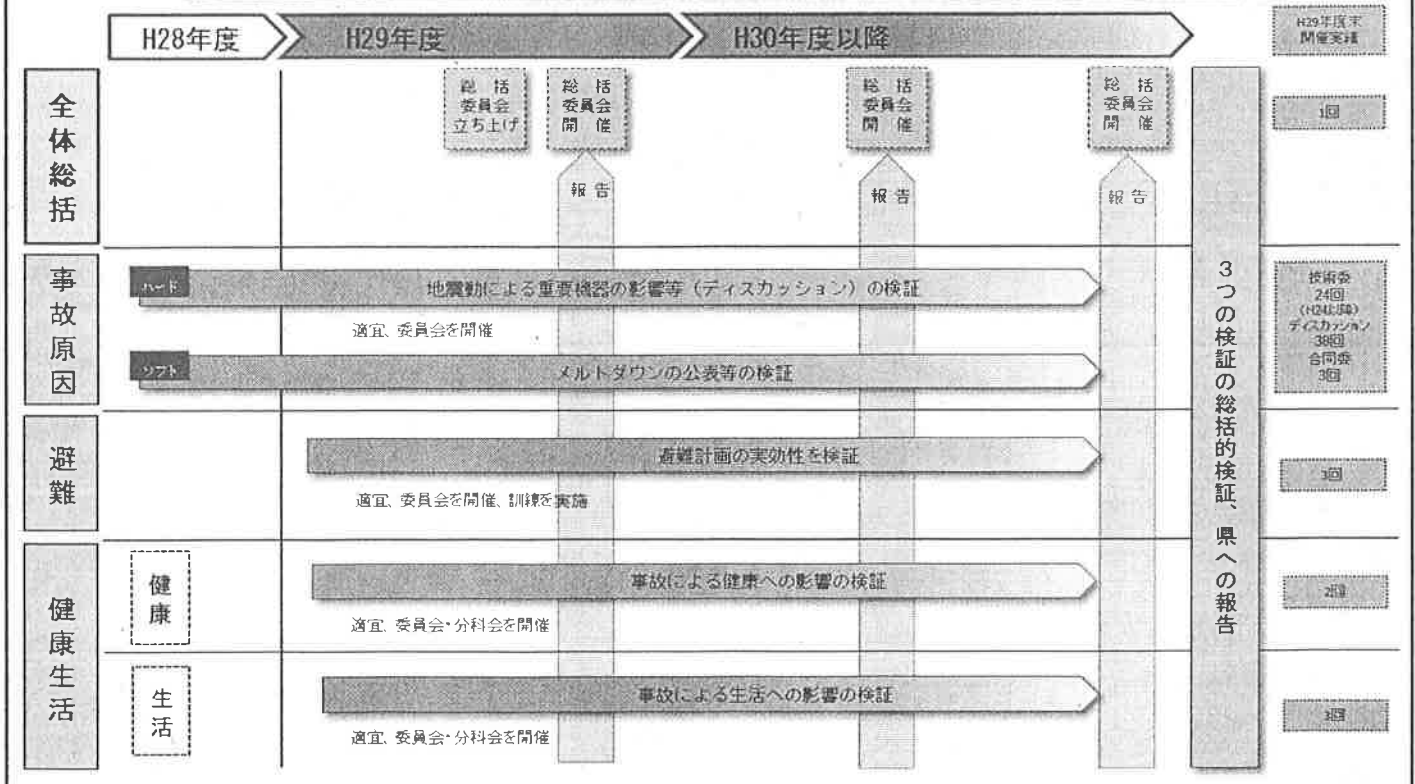
新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会 (避難委員会)

- ・避難計画の実効性等を徹底的に検証
- ・原子力防災訓練も踏まえて検証

設置：平成29年8月

今後のスケジュール

3つの検証 ロードマップ



【3つの検証委員会の開催状況】

○検証総括委員会

H30. 2. 16 原発事故に関する3つの検証委員会の協議内容について

○技術委員会

H29. 8. 8 今後の検証の進め方

H29. 12. 25 東京電力の未解明問題検討状況のレビュー

H30. 5. 18 炉心溶融公表遅れ等の検証結果報告

※技術委員会については、H29 以前から開催している

○健康・生活委員会

・健康分科会

H29. 9. 11 今後の進め方（県民健康調査の分析、学术论文のレビュー等）

H30. 2. 5 検証の進め方

・生活分科会

H29. 9. 11 今後の進め方（避難生活に関する総合的調査及びテーマ別調査の枠組）

H29. 12. 23 避難生活に関する総合的調査の中間報告

H30. 1. 27 避難生活に関する総合的調査及びテーマ別調査の報告

○避難委員会

H29. 9. 19 広域避難の行動指針策定時の課題と今後の検証の進め方

H30. 1. 12 広域避難に係る課題

H30. 3. 29 現地視察及び視察を踏まえた意見交換